



共有馬管理等に関する覚書の付帯条項（「覚書付帯条項」）

「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という）に基づいて共有者が共有馬主代表に委任した覚書第3条記載の各事項の実施細則（以下「付帯条項」という）は、以下のとおりとする。

第1条（事務委託と事務局）

共有代表馬主は、覚書第4条に基づき共有馬に係わる事務取扱、運営について、甲斐ヴィクトリーオーナーズ事務局（以下「事務局」という）に委託する。事務局は、株式会社甲斐ヴィクトリーレーシングが運営し、その本社（山梨県南アルプス市飯野3448番地2階）内に置く。

第2条（事務費の支払）

共有者は、月次事務費として1頭あたり月額1,100円（税込）を事務局に支払う。かかる月次事務費の請求期日は当月分について翌月末日とし、その支払い方法は原則として銀行振込によって支払うものとする。なお、振込手数料は共有者の負担とする。また、共有馬が出走して賞金・褒賞金（出走奨励金・付加賞金等を含む）を獲得した場合には、共有者は同賞金・褒賞金額の3%相当額を出走事務費として事務局に支払う。但し、その支払方法は、事務局から共有者に対して賞金分配金の振込みが行われる際に、同分配金から控除する方法によるものとする（第5条1項を参照）。

第3条（預託費の支払）

共有者は、2歳1月請求分より共有者の持分割合に応じた預託料を負担する。かかる預託料の支払期日は当月分について翌月末日とし、その支払方法は原則として銀行振込による支払いとする。なお、振込手数料は共有者の負担とする。上記預託料には、厩舎預託料のほか、治療費、各種登録料（G1レース等の追加登録料を含む）、輸送費（引退退厩時を含む）、売却先決定までの間の繋養経費等（売却に至らなかった場合も含む）、共有者や調教師に進呈する記念写真等優勝記念品代金など、馬主慣行に則った共有馬の飼養管理に係わる一切の費用が含まれる。

第4条（保険）

1. 共有馬のうち、セレクトセール取引馬及び北海道市場取引馬（1歳市場のみ）は、市場取引価格と同額で「セリ市場保険」に加入する（保険年度はセレクトセール取引馬は2歳8月1日の午後4時まで、北海道市場取引馬は2歳時の4月30日午後12時まで）。

庭先取引馬および預託繁殖の産駒については、2歳4月30日まで有効の「育成馬保険」に加入する。

共有代表馬主は、当該共有馬に保険事故が発生した場合、事務局を通じて保険約款に基づき保険

会社に保険金の支払請求手続きを行なう。なお、保険代金は、販売者が設定した馬代金に含まれるが、市場取引馬の場合、保険金は馬代金ではなく、市場取引価格に対して支払われる。

2. いわゆる「競走馬保険」には基本的に加入しないものとする。但し、当該共有馬の競走成績、血統背景等から将来繁殖馬となることが想定され、共有代表馬主において、その繁殖馬としての将来価値があると想定される場合には、共有代表馬主は、共有者の利益保護を主たる目的として保険加入の適宜判断を行う場合がある。その場合の保険料は共有者の負担とする。
3. 共有代表馬主は、共有馬について上記2に従って保険に加入した場合であっても、当該共有馬のその後の競走成績、馬齢等に照らし、保険に関する給付と負担の均衡を考慮したうえで、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額の増額・減額または取り止めることが妥当と判断した場合には、共有者にその旨を通知することにより、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額を減額または取り止めることができるものとする。
4. 上記3に従って競走馬保険に加入した場合、毎年12月の請求において、翌年度分（翌1月1日から1年分）の保険料を持分割合に応じて支払う。また、前項記載の事由により、保険加入額が保険期間中に増額変更となる場合は、所定の手続きに従い保険料の不足額を納入する。競走馬保険約款に基づき給付を受けた保険金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。
5. 共有馬に不慮の事故が発生した場合は、保険金及び主催者等からの見舞金受領をもって、共有者の全ての損害が補填されたものとし、共有者は共有代表馬主、事務局、販売者及びその関係者に対して、何らの請求もしないことを了承する。

第5条（賞金等の取扱い）

1. 共有者に対する賞金の支払事務については、共有馬が獲得した賞金（着外手当等各種手当を含む）から進上金、源泉徴収所得税及び出走事務費（第2条を参照。賞金・褒賞金の3%）を控除した金額を持分割合に応じて精算、月単位でプールし当月の預託料金との相殺の残額を各共有者の指定口座に出走日の翌月末日（金融機関非営業日の場合はその翌日）に振込みの方法により支払われる。但し、当該月の下旬（26日以降）に出走した場合、及び外国における競走に出走した場合は、翌々月末日以降の支払いとする。
2. 地方競馬場ごとに独自に規定される出走手当に類する交付金及び事故見舞金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。
3. 共有馬が獲得した競馬主催者提供の賞品・副賞のうち、主催者購買価格が10万円を超える純金メダル及び金製品等賞品（冠スポンサーや協賛者提供の寄贈賞品及び参加賞等は除く）については、当該馬の共有者間（共有代表馬主を含む）に帰属するものとし、その配分等の方法については、本項の細則をもって別途定める。なお、10万円以下の純金メダル及び金製品等賞品、寄贈賞品、参加賞等については、共有代表馬主の帰属とする。
4. そのほか、NARの主催するグランダム・ジャパンのボーナス賞金など、競馬主催者もしくは競馬

統括組織から各種褒賞金の交付を受けた場合は、交付通知に従い第1項記載の賞金支払事務に準じて適宜共有者に支払う。また、共有馬の現役期間中に受けた賞金及び事故見舞金とは異なる、いわゆる補助金等で比較的低額なものについては、これを共有者の帰属として取扱い預託料請求額から相殺する。但し、共有馬引退後に交付を受けた同補助金等については、預託料との相殺がかなわないことから、共有代表馬主の受領とする。

5. 共有馬がGI重賞競走（海外における同格の競走及びJpn I、SIを含む。）に優勝した場合、共有者は馬主慣行に則った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会等に要する経費（実費）を、その賞金の10%を超えない範囲内で持分割合に応じて負担するものとする。なお、優勝記念品については、厩舎関係者等に贈呈する場合があります、本項に定める祝賀経費には、これらに要した経費が含まれる。
6. 支払期限が到来した馬代金、預託料、保険料、事務費等が未払である場合、第1項ないし第4項及び第7条に掲げる支払は、これら未払分が完納されるまでの期間、当該共有者に対して保留されるものとする。これら未払分が完納された場合には、所定の支払手続に従って支払われる。なお、当該共有馬が賞金等を獲得していた場合であっても、共有者が馬代金、上記委託料、保険料、事務費等の支払の履行を怠った場合、これを滞納とみなして、当該共有者に対して、第10条第2項が適用される。滞納と賞金等との相殺は一切行わない。
7. 消費税法改正により2016年4月1日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」及び「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」が導入されており、外国人騎手（JRA又はNARの通年免許を付与されている外国人騎手を除く）が騎乗した場合の進上金（ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当）にかかる消費税についても同様に扱われる。従って、該当する共有馬主は、同法の定めに従って「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」を行うものとし、事務局は、従来からの「進上金」と「国外事業者進上金」とを分別表示して当該申告・納税に資するよう努める。

第6条（海外遠征及び中央競馬の指定もしくは特別指定交流競走出走）

1. 共有馬を外国における競走に出走させる（以下「海外遠征」という）については、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。
2. 海外遠征の場合、進上金の取扱いについては、遠征先において適用される規定（控除率に関するものを含む）に従う。但し、当該規定において本邦規定下にある調教師、騎手、厩務員等が進上金の支給対象とされていない又はその扱いが著しく異なる場合等においては、適宜本邦規定等を準用する可能性があることを共有者は予め了承するものとする。また、共有者は、海外遠征に際して生じた検疫・輸送費及びその帯同人件費、登録料等の当該遠征の成功を目的とした一切の経費（騎手との間で別途報酬の定めを交わした場合の報酬を含む）について、遠征先で出走を取り消した場合を含め、当該遠征馬の競走成績に関わりなく、これを負担するものとする。

3. 共有馬を中央競馬の指定又は特別指定交流競走に出走させるについては、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。この場合において JRA の馬主登録のない当該馬の共有者については、当該年度の 12 月末まで有効となる期間限定の特別措置による JRA 馬主登録を取得するものとし、登録免許税 9 万円等必要額を各自事務局の案内に従って納めるものとする。

第 7 条（共有馬の売却・種牡馬転用等と販売者報酬）

1. 共有馬の共有は、共有代表馬主の決定に基づいて、当該共有馬を競走馬として第三者に売却譲渡した時点又は競走馬登録を確定的に断念し、もしくは同登録を抹消する、又は、能力的な限界もしくは馬体損傷等により、在厩地区での競走馬としての使用を確定的に取りやめる場合のいずれか（以下これらを総称して「引退」という）をもって終了し、かかる時点において共有者の共有持分権は消滅する。
2. 現役もしくは引退した牡馬の共有馬を第三者に売却譲渡する場合、又はこれを種牡馬転用して売却譲渡する場合（種牡馬転用前に売却先等の馬主名義にて競走出走することを条件として売買契約を締結する場合を含む。なお、交渉の結果無償譲渡となる場合がある）には、共有代表馬主が自ら又は事務局を通じてその売却先の選択、売却条件の交渉、売買実行の手続等の任に当たる。かかる売却がなされた場合（種牡馬転用以外）には、当該売買代金から売買諸経費（当該売買を行うために第三者に支出した実費等）を控除した売買代金は、全額、持分割合に応じて共有者に支払われるものとする。但し、当該牡馬が引退後、種牡馬となる場合には、共有代表馬主はその売却代金から売買諸経費等を控除した後、40%相当額を共有代表馬主の報酬とし、60%相当額を共有者に対し、その持分割合に応じて分配するものとする。

第 8 条（持分権の譲渡）

共有馬の持分権譲渡は、共有代表馬主の書面による事前承認を要する。持分権譲渡を希望する共有者は、事務局を通じ実印による押印がなされた「共有持分権譲渡に関する届出書」及び印鑑登録証明書の提出により、譲渡承認の申請を行うものとする。共有代表馬主の上記承認に基づいて譲渡が行われる場合、譲受人は名義書換事務費 1 口当たり 22,000 円（税込）を各共有代表馬主に支払う。

第 9 条（支払済み代金等）

共有者が支払った預託料、保険料、月次事務費、出走事務費等は、理由の如何にかかわらず返還されない。

第 10 条（遅延利息及び支払不履行等に起因する持分権の喪失）

1. 共有者が、第 2 条ないし第 4 条に規定される支払義務をその各期日に履行しない場合は、同期日の翌日から完済に至るまで、当該債務額に対し年率 14.6%の割合による遅延利息を支払うものと

する。

- 共有者が、前項の支払義務を2ヵ月以上怠った場合、NARもしくは地方競馬主催者の馬主登録ないし資格が抹消され又は登録抹消ないし資格喪失要件に該当するに至った場合、又は、共有馬所有念書等競走馬登録に必要な書類提出を期限までに履行しないなど共有代表馬主及び事務局の円滑な業務遂行に対して重大な妨げとなる場合は、覚書第5条に規定する遵守事項に違反したものと見做し、何らの通知催告を要することなく共有者は当該共有持分権及びこれから生ずる一切の権利を喪失し、かかる共有持分権及びこれから生じる一切の権利は直ちに共有代表馬主に帰属するものとする。
- 共有者は、事務局が、本条に定める不履行及び共有持分権の失効消滅に関する情報を購入馬預託先に提供すること、並びに共有者が覚書及び付帯条項に違反するなど共有代表馬主又は事務局の円滑な業務遂行を妨げた場合にかかる情報を購入馬預託先に提供することにつき、予め同意する。

第11条（管轄権を有する裁判所）

共有馬の管理、その他覚書及び付帯条項に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、甲府地方裁判所を管轄裁判所とする。

◆付帯条項第5条第3項の細則

第1条（賞品の受領と分配方法）

- NARの管轄する競馬主催者又はJRAから交付された時価10万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品（以下「分配対象賞品」という）は、受賞馬の共有馬主（共有代表馬主を含む。本細則において以下同じ）間にそれぞれの持分割合に応じて帰属する。次項以下に定める方法により分配対象賞品を売却換価した金員は共有馬主の持分割合に応じて分配される。分配対象賞品以外の賞品（冠スポンサー寄贈品、地方競馬指定交流競走のJRA理事長賞、参加賞、優勝馬のレイ、盾、優勝DVD、海外競走に係る商品等を含む）は共有代表馬主に帰属する。
- 事務局は、受賞馬の共有者のうちより、本細則第2条第1項及び2項（以下特に定めのない限り、本細則の条文を指す）に規定する手続に従って分配対象賞品の購入者1名を募り売却する。購入希望者がいない場合には、純金メダル及び金製品については、市中（金製品取扱い専門業者）に売却して換金する。また、宝飾品等、金製品以外が賞品である場合は、第2条第3項が定める方法による。上記いずれの場合の売却代金についても、次項記載の事務経費を控除のうえ、持分割合に応じて共有者に分配される。但し、重賞競走の分配対象賞品について、馬匹売買契約特約条項第6条第2項に基づいて共有代表馬主等から買取り申し出があった場合は、これを優先的な売却先とし、売却価格は第2条第2項の定めによるものとする。
- 事務局は、分配対象賞品の売却代金から、賞品の保管、その他の事務経費として22,000円（税込）を控除した後、これを持分割合に応じて共有者に分配する。

第2条（賞品購入者の特定とその方法）

1. 事務局は、次項に定める基準により分配対象賞品の購入者を募る。購入希望者が複数の場合は、所定の日時に抽選を行って購入者を決定する。
2. 前項の場合における賞品売却価格は、純金メダル及び金製品については市中にて換価する場合の時価相当額（金製品取扱い専門業者の取扱い手数料相当額等を控除後の金額とする）とするものとし、その価格が主催者購買価格の6割に満たない場合は、主催者購買価格の6割相当額をもって売却価格とする。また、金製品以外の宝飾品等にあつては、主催者購買価格の6割相当額とする。
3. 購入者の応募がなかった場合は、純金メダル及び金製品については金製品取扱い専門業者に売却する。また、宝飾品等、金製品以外の賞品である場合については、主催者購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有者のうちより購入者を募り、最高価格提示者を購入者とする。最高価格提示者が複数いる場合、第1項にならい抽選とする。かかる賞品についての購入希望者がいないため購入者が決定できない場合には、主催者購買価格の1割にて共有代表馬主等に売却して換金する。
4. 賞品の購入者は、購入代金を所定の手続に従い、銀行振込の方法により直ちに納入する。購入代金の振込遅延及び購入の取り消しはできないものとする。なお、領収書の発行はないものとし、購入者が振込手続時の控えを保管する。
5. 前項に違反した場合、当該共有者は自らが持分を有する甲斐ヴィクトリーオーナーズのすべての共有馬について、以後賞品購入者となれない。また、かかる他の共有者への迷惑行為については、付帯条項第10条第3項に規定する違反として取扱われる。

第3条（賞品売却代金の共有者への支払時期）

賞品売却代金は、第1条第3項に定める事務経費を控除のうえ、購入者から賞品購入代金の振込みを受けた月の翌月末に行う。送金事務にあたっては、付帯条項第5条第6項の規定を準用する。